

(1) 料金の額及びその徴収期間

別紙3を次のとおり改め、令和2年5月7日から適用する。

別紙3中、1.(2)⑥イのうち、「ただし、平成31年4月22日から令和元年5月10日、令和元年8月5日から令和元年8月16日、令和元年12月30日から令和2年1月10日及び令和2年4月27日から令和2年5月8日までの間に該当する日は除く。なお、これらの期間においては(3)ホにより適用することとする。」を「ただし、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、東日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。」に改める。